平成２２年（フ）第２４号
福島県郡山市三穂田町鍋山字向屋敷４番地
破産者　飯村　俊夫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
福島県郡山市富田町字大島前11番地の10、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の162
破産者　髙原　　睦
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
福島県郡山市喜久田町堀之内字南椚内12番地の11
破産者　菊地　孝志
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
群馬県太田市東別所町510番地28
破産者　小川　健史
法定代理人保佐人　小川　雄二
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４４号
金沢市糸田２丁目70番３号、住民票上の住所富山県射水市七美中野１番地25
破産者　綿谷　篤志
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７４７号
名古屋市緑区砂田１丁目201番地　サンマンションアトレ滝の水南502号
破産者　成瀬　京子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６６号
名古屋市天白区島田４丁目2304番地の１　タキマツ第３マンション302号
破産者　福尾　伸一
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８６０号
名古屋市中村区本陣通５丁目216番地　グリーンハイツ諏訪３Ａ号
破産者　能瀬　和子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２５号
愛知県稲沢市朝府町７番５―203号
破産者　佐藤　関治
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２６号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地72棟206号
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４３８号
大阪市住吉区清水丘１丁目14番８号　メゾンドノール202号
破産者　奥田　高広
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７２号
大阪府八尾市南久宝寺３―26―７　レオパレスラピート204、開始決定時の住所大阪府八尾市相生町２丁目１番62―606号
破産者　山田　　勉
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６号
大阪市天王寺区生玉前町４―29　Ｓ―ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ谷町九丁目1408号室、住民票上の住所大阪市天王寺区四天王寺２丁目１番28号　クラウンハイム四天王寺302号
破産者　西原　健士
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３号
大阪府東大阪市荒川３丁目２番15―603号
破産者　竹田　智広
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３８号
大阪市生野区新今里４丁目５番18号テトラハウス４Ｅ
破産者　野口　益弘
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４２号
兵庫県西宮市東山台２丁目14番地214号棟302号
破産者　野竹　　滿
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３６号
大阪府豊中市春日町４丁目15番４―104号、前住所豊中市桜の町４丁目４番14号
破産者　森田　　亘
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３４号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目２番13号
破産者　加井野富江
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部